

白岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の4第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次条第1項第3号において「省令」という。）<u>第140条の6第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員数の基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の6第1号イ(3)</u>に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の4第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の6第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員数の基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの職員の配置員数は、第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、第1号被保険者数2,000人に対し、同項に掲げる職員又は介護支援専門員を1名ずつ配置するものとする。

(職員数の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの職員の配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第1項第2号又は第3号に掲げる者

「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの職員の配置員数は、第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、第1号被保険者数2,000人に対し、前項に掲げる職員又は介護支援専門員を1名ずつ配置するものとする。

(職員数の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの職員の配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満専らその職務に従事する常勤の前条第1項第1号の掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第1項第2号又は第3号に掲げる者

参考資料

のいずれか1人

のいずれか1人